

健 発 1228 第 2 号  
子 発 1228 第 1 号  
障 発 1228 第 3 号  
老 発 1228 第 1 号  
令和 2 年 12 月 28 日

都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長  
中 核 市 市 長  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長  
地 方 厚 生 ( 支 ) 局 長

殿

厚生労働省健康局長  
厚生労働省子ども家庭局長  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
厚生労働省老健局長  
( 公 印 省 略 )

## 児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（通知）

児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（令和 2 年厚生労働省令第 212 号。以下「改正省令」という。）が本日公布され、令和 3 年 1 月 1 日から施行されることである。

改正省令の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏なきようお願いする。

### 記

#### 第 1 改正の趣旨

##### 1. みなし寡婦（夫）適用の見直しについて

令和 2 年度税制改正において、未婚のひとり親を対象とした控除が創設されることに伴い、児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）等で講じた未婚のひとり親のみなし寡婦（夫）適用に係る規定について、所要の見直しを行うもの。

##### 2. 個人所得課税の見直しについて

平成 30 年度税制改正において、給与所得控除・公的年金等控除について 10 万円引き下げるとともに、基礎控除を 10 万円引き上げることとされた。これに伴い意図せざる影響や不利益が生じないよう、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則（昭和 39 年厚生省令第 38 号）等の規定について所要の見直しを行うもの。

### 3. 低未利用土地等の長期譲渡所得に係る特別控除について

令和 2 年度税制改正において、個人が令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 12 月 31 日までの間に低未利用地の譲渡をした場合には、税法上の特別控除として、低未利用地の譲渡に係る長期譲渡所得の金額から 100 万円を控除することができることとされた。これに伴い、長期譲渡所得に関する特別控除を定める介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）等の規定について所要の見直しを行うもの。

### 4. 押印等の見直しについて

児童扶養手当法施行規則（昭和 36 年厚生省令第 51 号）等において、国民に対して押印を求めている手続について、国民の押印等を不要とする改正を行うもの。

### 5. 死亡者の個人番号に係る措置について

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則等において、受給者の死亡の届出の際に死亡者の個人番号を求めないこととする改正を行うもの。

## 第 2 改正の内容

### 1. 児童福祉法施行規則の一部改正

- (1) 指定小児慢性特定疾病医療支援等に係る負担上限月額区分の認定に用いるための市町村民税の所得割の額の算定等について、未婚のひとり親へのみなし寡婦（夫）適用に係る規定を削除する。
- (2) その他所要の改正を行う。

### 2. 児童扶養手当法施行規則の一部改正

- (1) 1. (1) に準じた改正を行う。
- (2) 押印を求めている手続について、押印等を不要とする改正を行う。
- (3) その他所要の改正を行う。

### 3. 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則の一部改正

- (1) 1. (1) に準じた改正を行う。
- (2) 総所得金額に給与所得控除・公的年金等控除が含まれている場合には、その合計額から 10 万円を控除する等の改正を行う。
- (3) 2. (2) に準じた改正を行う。
- (4) 受給者の死亡の届出の際に、死亡者の個人番号を不要とする改正を行う。
- (5) その他所要の改正を行う。

4. 障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令（昭和50年厚生省令第34号）の一部改正
  - (1) 1. (1) に準じた改正を行う。
  - (2) 3. (2) に準じた改正を行う。
  - (3) 2. (2) に準じた改正を行う。
  - (4) 3. (4) に準じた改正を行う。
  - (5) その他所要の改正を行う。
  
5. 介護保険法施行規則の一部改正
  - (1) 3. (2) に準じた改正を行う。
  - (2) 低未利用土地の長期譲渡所得の特別控除の見直しに伴い、新設された租税特別措置法第35条の3第1項の規定を介護保険法施行規則において引用している租税特別措置法の規定に加える改正を行う。
  - (3) その他所要の改正を行う。
  
6. 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正
  - (1) 3. (2) に準じた改正を行う。
  - (2) 5. (2) に準じた改正を行う。
  - (3) その他所要の改正を行う。
  
7. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）の一部改正
  - (1) 1. (1) に準じた改正を行う。
  - (2) その他所要の改正を行う。
  
8. ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（平成21年厚生労働省令第75号）の一部改正
  - (1) 1. (1) に準じた改正を行う。
  - (2) 3. (2) に準じた改正を行う。
  
9. 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成26年厚生労働省令第121号）の一部改正
  - (1) 1. (1) に準じた改正を行う。

### 第3 施行期日等

1. 改正省令は、令和3年1月1日から施行する。
2. 改正省令の施行に際し必要な経過措置を設けることとする。